

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 労働WG（第19回）	資料 3－1
令和8年8月7日	

（厚生労働省7（V－1－1））

施策目標名	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること （施策目標V－1－1） 基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1：労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること	
施策の概要	【公共職業安定所（ハローワーク）において個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】 ・ 求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の積極的な提供、応募書類作成の助言・指導、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、オンラインによる職業相談等も全国で実施。 ・ 子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな職業相談・職業紹介や仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等を実施。 ・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。 ・ 求人者に対しては、求人内容の見直し、条件緩和の働きかけ、求人開拓の推進などの、求人者サービスを実施。 【職業紹介事業及び労働者派遣事業の適正な運営の確保】 ・ 職業紹介事業や募集情報等提供事業、労働者派遣事業等が適正に行われるよう、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、派遣元事業主等への厳正な指導監督を中心として、当該事業に関わる関係者に対する制度周知や指導監督の徹底を図っていく。 （労働者派遣制度） ・ 令和3年施行の改正省令及び改正告示により、情報開示の推進、雇用安定措置に係る派遣労働者からの希望の聴取の徹底や教育訓練やキャリアコンサルティングの実施の徹底等の具体的措置を講じている。 ・ 令和2年4月施行の平成30年改正労働者派遣法による派遣労働者の処遇改善（同一労働同一賃金）の状況を把握しつつ、同法の円滑な施行のため、都道府県労働局の相談体制の整備や説明会の実施などに取り組んでいる。 （職業紹介事業・募集情報提供事業） ・ 令和4年に職業安定法を改正し、求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」等により、求人メディア等のマッチング機能の向上を図っている。 【民間事業者との連携によるマッチング機能の強化】 ・ 外部労働市場の需給調整の担い手である良質な民間人材サービスの育成・活用を進め、ハローワークとの連携によるマッチング機能の最大化を図ることが重要である。そのため、民間人材サービスの質的向上を図るための事業（優良事業者の認定等）を行うとともに、医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定する制度を実施する。 【根拠法令】 職業安定法（昭和22年法律第141号） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）	
施策を取り巻く現状	・ ハローワークにおいては、近年、ウェブやアプリサービスを活用した職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用等、入職・採用経路が多様化する中で、若年求職者の割合が減少する一方、高齢求職者の割合が増加し、マッチングの難しさから全体の就職件数が押し下げられている状況や、物価高騰・賃金上昇のなか求人者・求職者双方の採用や応募が慎重になっている状況がみられ、就職件数・求人数数が減少している（※1、2）求職者のニーズに対応するため、ハローワークにおいてもオンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談など各種の就職支援をオンラインの活用を含めて実施しているところ。 （※1）就職件数 2021年度：1,243,264件、2022年度：1,227,183件、2023年度：1,206,179件、2024年度：1,140,037件、2025年度：1,090,752件 （※2）新規求人数 2021年度：9,629,264件、2022年度：10,528,198件、2023年度：10,275,639件、2024年度：9,952,115件、2025年度：9,532,974件 ・ 人材不足分野（医療、介護、保育、建設、警備、運輸等）については、令和7年度の有効求人倍率が3.31倍（厚生労働省職業安定局調べ）となっており、全体の有効求人倍率1.20倍（令和7年度平均、一般職業紹介状況）と比べて高止まりし、人材不足が常態化している状況である。そのため、人材確保対策コーナーにおける求人充足対策を強化して、関係機関・業界団体との連携により、事業所セミナー、就職面接会、事業所見学会等の積極的な支援を実施しているところ。さらに医療・福祉分野においては、訪問による求人条件の見直しに係る助言や就職面接会の開催等のアウトリーチ支援を、全ハローワークの最重点事項として実施しているところ。 ・ 2025年6月1日現在の派遣労働者数は約201万人（2019年：約157万人）、2024年度の派遣先事業所数は約86万所（2019年度：約70万所）と、近年増加傾向。（なお、派遣元事業所数は横ばい（2019年度：44,802所⇒2024年度：44,973所）。） ・ 民営職業紹介事業所の紹介による就職件数（常用就職）は増加傾向にあり（2006年：39万件⇒2024年：92万件）、民営職業紹介事業所数も大幅に増加（2006年度：13,469所⇒2025年度：33,888所）。 ・ 優良事業者等の認定状況 優良派遣事業者：131社（※令和8年4月1日時点）、職業紹介優良事業者：57社（※令和8年4月1日時点）、適正認定事業者：63社（医療分野46社、介護分野30社、保育分野20社）（※令和8年4月1日時点）、優良募集事業者：42社（※令和8年3月31日時点）	
施策実現のための課題	1	・ ハローワークにおいては、労働市場のセーフティネットとしての機能として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、早期再就職等に向けた支援を強化するとともに、労働力需給のミスマッチを解消する必要がある。 ・ また、ハローワークにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があることから、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。 ・ さらに、ハローワークにおいては、医療・福祉分野におけるマッチング機能を強化するため、アウトリーチによる求人充足支援を重点的に取り組む必要がある。
	2	・ 同一労働同一賃金については令和2年4月から施行され、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への周知を図っていく必要がある。そのため、引き続き制度周知や指導監督の徹底を図る必要がある。 ・ 求職者が安心して求職活動でき、マッチング機能の質が向上するよう、求人メディア等が依拠すべきルール等の周知徹底を図るとともに、優良事業者の利用を促進する必要がある。
	3	・ 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上が課題となっている。そのため、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行われることで、官民が連携して、労働市場全体のマッチング機能の強化を推進していく必要がある。

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること		労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を推進する必要があるため。			
	目標2 (課題2)	労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること		職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業及び雇用仲介事業の適正な運営を確保する必要がある。			
	目標3 (課題3)	良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること		求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。			
施策の予算額・執行額等	区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	80,340,638	89,171,264	86,515,452	87,033,077	97,091,543
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	80,340,638	89,171,264	86,515,452	87,033,077	
	執行額(千円、d)		72,704,708	82,523,690	80,764,216	78,733,720	
	執行率(%、d/(a+b+c))		90%	93%	93%	90%	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	—			—	—		

達成目標1について		公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること										
測定指標	指標1 公共職業安定所の求職者の就職率（一般） （アウトカム）	指標の選定理由	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:就職件数(令和7年度:1,090,752件) ・分母Y:新規求職者数(令和7年度:4,421,995人)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	△		
		—	—	27.5%	27.5%	26.9%	26.5%	26.5%				
			26.8%	26.7%	26.8%	25.9%	24.7%					
	指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合 （アウトカム）	指標の選定理由	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:早期再就職者数(※)(令和6年度:456,863人) ・分母Y:受給資格決定件数(令和6年度:1,333,028件) ※早期再就職者数:雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	昨年度の実績を目標値として設定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度		△		
		—	33.4%	33.9%	33.9%	33.90%	34.3%	34.3%				
			32.5%	32.9%	34.1%	34.3%	31.4%					
	指標3 公共職業安定所の求人の充足率（一般） （アウトカム）	指標の選定理由	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:充足数(令和7年度:1,101,609人) ・分母Y:新規求人数(令和7年度:9,532,974人)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度		○		
		—	—	13.4%	13.4%	12.1%	11.6%	11.6%				
			12.9%	11.7%	11.8%	11.6%	11.6%					
	指標4 新規求人数に占めるオンラインによる求人数の割合 （アウトプット）	指標の選定理由	公共職業安定所におけるオンライン活用に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:オンライン新規求人数(令和7年度:4,806,064件) ・分母Y:新規求人数(令和7年度:5,649,436件) 【※本指標は令和7年度から】									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	昨年度の実績を目標値として設定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度		○		
		—	—	—	—	—	84.9%	84.9%				
			39.5%	54.2%	81.8%	84.9%	85.1%					

達成目標2について		労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること										
測定指標	指標5 説明会等において 労働者派遣法等の 周知啓発を図った 事業所数 (アウトプット)	指標の選定理由	労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進して									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	説明会等において労働者派遣法及び職業安定法等の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として、実績等を踏まえて目標値を設定した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	○		
		—	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上				
			12,994所	18,307所	26,299所	26,212所	33,761所					
	指標6 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合 (アウトカム)	指標の選定理由	労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者、職業紹介事業者、求人者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:問題解決に至った旨の回答数(令和7年度:19,822件) ・分母Y:相談後のアンケートの回答数(令和7年度:19,869件)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者、職業紹介事業者、求人者等からの個別の相談の効果について客観的に把握する観点から、相談後の任意の理解度調査において「問題点等が解決した」と回答した割合を目標として設定し、前年度実績(99.9%)を踏まえ、一定の水準として設定した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○			
		—	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上				
			100%	100%	99%	100%	100%					
	指標7 優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:新たな取組を実施した事業者(令和7年度:16者) ・分母Y:優良認定を受けた事業者数(令和7年度:17者)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部分を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○			
		—	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				
			—	93%	93%	91%	94%					
	指標8 優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者数(令和7年度:7者) ・分母Y:認定を受けることを希望して相談をした事業者数(令和7年度:7者)									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合を指標として選定し、その多くに当たる一定数以上となることを目的として目標値を設定した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	◎		
		—	—	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上	80%以上				
			—	75%	89%	88%	100%					

達成目標3について		良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること										
測定指標	指標9 優良認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した派遣事業者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数（令和7年度:4者） ・分母Y:「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」（令和7年度:4者）									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部分を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:優良派遣事業者数:131者(※令和8年4月1日時点)									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値										
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○			
		—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
	指標10 職業紹介優良事業者認定制度に係る説明会及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度に係る説明会の実施回数（アウトプット）	指標の選定理由	職業紹介事業者及び医療・介護・保育分野における職業紹介事業者を対象に説明会を実施することで、一定の基準を満たす事業者をそれぞれ優良事業者及び適正事業者として認定する制度を広く普及することにつながると考えられるため、説明会の実施回数を指標として設定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年2回の認定を予定しており、認定申請前に2回程度開催(計4回)することを踏まえて目標値を設定した(優良認定制度及び適正認定制度による件数の計)。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値										
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	○		
		—	10回	6回	8回	8回	8回	8回				
			10回	4回	8回	8回	9回					
	指標11 各認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した職業紹介事業者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数（令和7年度:17者） ・分母Y:「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」（令和7年度:20者）									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	認定を受けた事業者のうち、認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部分を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:職業紹介優良事業者:57者(※令和8年4月1日時点) *参考:職業紹介適正事業者:63者(医療46、介護30、保育20)(※令和8年4月1日時点)									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値										
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	△		
		—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				
			100%	93.8%	92.9%	100%	85%					
	指標12 優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施したと回答した事業者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」旨の回答数(令和7年度:140件) ・分母Y:認定制度の受審事業者に対するアンケート項目数(延べ数)(令和7年度:140件(回答した受審事業者数(14者)×アンケート項目数(10)))									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部分を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:製造請負優良適正事業者:42者(※令和8年4月1日時点)									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値										
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○			
		—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				
			100%	100%	95.8%	100%	100%					

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】 - 指標1、2については、若年求職者の割合が減少する一方、高齢求職者の割合が増加とともに、人手不足分野を中心に職種のミスマッチもみられ、マッチングの難しさから全体の就職件数が押し下げられていることや、物価高騰・賃金上昇のなか求人数が減少するとともに、求人者・求職者双方において行動が慎重となり、採用や応募を一時的に見合わせる動きがあったと見られる状況から、前年度水準を下回り目標値にやや届かなかったが、指標3、4については目標達成となり、特に指標4に関しては毎年度増加しておりオンライン化が進み利用者の利便性向上が図られていると評価できることから、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】 - 指標5及び指標6については、いずれも目標値を達成していることから、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営という目標の実現により、施策目標の達成に向けて進展があると評価した。 - 指標7については、目標である優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合値を達成したため「○」(達成)と評価した。 - 指標8については、目標である優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者における、年度内に認定取得に向けた準備を開始している事業者の割合値を大幅に上回ったため、「◎」(目標を大幅に上回る)と評価した。 【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】 - 指標9及び指標10については、目標値を達成していることから、施策目標の達成に向けて進展があると評価した。 - 指標11については、目標値にやや届かなかったものの、新規認定取得事業者の数は昨年度より増加(8件⇒20件)し、そのうち85%が認定取得を契機に新たな取組を実施したことから、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 - 指標12については、目標値を達成していることから、施策目標の達成に向けて進展があると評価した。 【総括】 - 指標1及び2は目標値にやや届かなかったものの、指標3及び4は目標を達成し、特に指標4はオンライン化による利用者の利便性向上が図られた。また、指標5～10及び12は目標を達成した。 - 指標11については、目標値にやや届かなかったものの、新規認定取得事業者の数は昨年度より増加(8件⇒20件)し、そのうち85%が認定取得を契機に新たな取組を実施したことから、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 - 以上から、③【相当程度進展あり】、B【達成に向けて進展あり】と判定した。
評価結果と今後の方向性		(有効性の評価) 【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】 - 指標1、2については目標をやや下回ったものの、直近数年において新規求職者数が減少傾向にある中で、引き続き100万件超の就職件数・充足数を維持していることや、指標3、4について目標を達成したことを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介の実施等により、雇用のセーフティネットを担う公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。 【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】 - 指標5及び指標6については、目標を達成できていることから、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者、職業紹介事業者、求人者等に対する、労働者派遣法及び職業安定法に関する理解促進の取組については、目標達成に対し有効に機能していると評価できる。 - 指標7及び指標8については、目標を達成できていることから、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成に向けて有効に機能していると評価できる。 【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】 - 指標9及び指標10については、目標値を達成していることから、マッチング機能の強化に向けて有効に機能していると評価できる。 - 指標11については目標をやや下回ったものの、新規認定取得事業者の数は昨年度より増加(8件⇒20件)し、そのうち85%が認定取得を契機に新たな取組を実施したことを踏まえれば、優良な民間人材サービス事業者の育成による、良質な民間人材ビジネスを活用した効果的な就業支援という目標に有効に機能したものと評価できる。 - 指標12については、目標値を達成していることから、マッチング機能の強化に向けて有効に機能していると評価できる。 (効率性の評価) 【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】 - 指標1及び2については、目標未達成となったものの、指標3については目標を達成し、新規求人数の減少等の厳しい状況のなか引き続き100万件超の就職件数・充足数を維持しているとともに、指標4について目標を達成しており、オンライン利用の促進により事業主負担を軽減し、効率的な業務運営に努めていると評価できる。 【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】 - 指標5及び指標6については、予算の範囲内で計画的に事業を実施し、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標7及び指標8については、予算の範囲内で計画的に事業を実施し、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】 - 指標9及び指標10については、予算の範囲内での執行でありながら、目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標11については、新規認定取得事業者の数が昨年度より増加(8件⇒20件)しており、限られた予算の中で効率的な取り組みが行われていると評価できる。 - 指標12については、予算の範囲内での執行でありながら、目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
	施策の分析	

		(現状分析)			
		【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】 - 指標1については、目標値にやや届いていないが、新規求人数が減少しているほか、若年求職者の割合が低下する一方で高齢求職者の割合が増加するとともに、人手不足分野を中心に職種のミスマッチもみられ、マッチングの難しさから全体の就職件数が押し下げられていることや、物価高騰・賃金上昇のなか求人数が減少するとともに、求人者・求職者双方の採用や応募が慎重になっている状況を踏まえると、求職者ニーズや地域の人材ニーズを踏まえた新たな求人開拓や、高齢求職者に対する積極的な支援、人手不足分野における求人者への支援など職業紹介の取組の徹底等の更なる推進が必要となっている。 - 指標2については、上述のとおり就職件数が下がっているほか、令和7年4月より、雇用保険の基本手当において、自己都合離職の場合の給付制限期間が原則2か月から1か月になったことが目標未達の要因となった可能性があることから、今後も雇用保険受給者のニーズを能動的に把握し、安定所支援への取り組みや早期再就職への意欲喚起を行っていく必要がある。 - 指標3については、目標を達成していることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標4については、オンラインの利用率が向上していることから、着実に取組が進んでいると考えられる。			
		【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】 - 指標5及び指標6については、予算の範囲内での執行でありながら、説明会や窓口等において、職員・相談員が適切な説明、助言等に取り組んでいることが、目標値を上回っていることに繋がっているものと考えられ、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標7及び指標8については、着実に取組が進んでいると考えられる。			
	次期目標等への反映の方向性	【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】 - 指標9及び指標10については、目標を達成しており、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標11については、目標値にやや届いていないが、新規認定取得事業者の数は昨年度より増加していることから、目標達成に向けて進展があると評価しており、引き続き目標達成を目指していく。 - 指標12については、目標を達成しており、着実に取組が進んでいると考えられる。			
		(施策及び測定指標の見直しについて)			
		【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】 - 指標1については、高齢者向けのシニア求人を含む求人の確保や、医療・福祉・介護分野を中心とした求人者の支援や、マッチング機能強化に取り組むとともに、求職者・求人者マイページ等のオンライン機能の活用を通じ、雇用のセーフティネットとしての公共職業安定所の機能の強化に取り組んでいく。 - 指標2については、再就職手当の活用を含め早期再就職の意欲喚起を図るとともに、求職者マイページ等への求人情報の提供に組み込み、就職支援に取り組んでいく。 - 指標3、4については、目標値を達成していることから、今後も引き続き目標達成のために適正な取組実施に努める。			
		【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】 - 指標5及び指標6については、引き続き、着実に取組を進めていく。 - 指標7及び指標8については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。			
		【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】 - 指標9及び指標10については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。 - 指標11については、委託事業者と連携し、事業者に対し、事業の周知並びに優良認定及び適正認定を受けることを通じたメリットを周知し、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。 - 指標12については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。			

参考・関連資料等	・職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第百八十八号)(下記検索サイトから検索できます) URL:https://laws.e-gov.go.jp/ ・ハローワーク URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html ・職業紹介事業について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/shoukainitsuite.html ・労働者派遣事業について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoushahakennijigyou.html ・募集情報等提供事業について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/boshuujouhouiteikyou.html ・職業紹介優良事業者認定制度 URL:https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/ ・「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」 URL:https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450222&tstat=000001020327				
担当部局名	職業安定局	作成責任者名	参事官(職業紹介等業務担当) 井上 英明 人材確保支援 総合企画室長 仙田 亮 民間人材サービス 推進室長 北川 健司 需給調整事業課長 高島 洋平	政策評価実施時期	令和8年8月